

9 勤労者生活・福祉

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-11: Public assistance systems

		日本
制度名	生活保護制度	求職者支援制度 ¹⁾
根拠法	生活保護法(1950年制定, 最終改正2014年)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)
管理運営主体	厚生労働省(実施は地方自治体)	厚生労働省, ハローワーク, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構, 訓練実施機関
財源	国(3/4)及び自治体(1/4)	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し, 最低限度の生活を保障するとともに, 自立を助長する。	雇用保険に加入できなかった者, 雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者, 雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者, 自営廃業者, 学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給, 2つ以上を併給という)。医療扶助, 介護扶助は現物給付で, それ以外は金銭給付が原則。 ・扶助の種類: 生活扶助, 教育扶助, 住宅扶助, 医療扶助, 介護扶助, 出産扶助, 生業扶助, 葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる。 ・雇用保険被保険者ではない, また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) ・訓練期間中から訓練終了後, 定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 ・既にこの給付金を受給したことがある場合は, 前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	基準額(月額) 生活扶助(2017年度)(冬季加算, 児童養育加算, 母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳, 29歳, 4歳):158,380円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳):79,790円	・職業訓練受講手当:月額10万円 ・通所手当:通所経路に応じた所定の額 ・給付期間:原則として最長1年(ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで)
現状・実績	・生活保護費:3.8兆円(2017年度当初予算) ・被保護世帯数:1,642,971世帯(2017年11月) ・被保護者数:2,125千人(実人員, 2017年11月)	・求職者支援訓練受講者数累計:37万2,253人(2011年10月~2017年12月) ・訓練修了者等の就職状況:基礎コース58.9%, 実践コース63.8%(2016年度)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト,「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年10月)

(注) 1) 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く), ハローワークの就職支援を拒否すると, 給付金が不支給となるばかりではなく, これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は, 労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。訓練の受講料は無料, テキスト代等は自己負担。

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得(SS1)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム(SNAP, 旧フードスタンプ)	一般扶助(勤労所得税額控除 Earned Income Tax Credit:EITC)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法・Affordable Care Act	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営主体	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子どもの数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。(州により上乗せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。	所得・家族構成等により異なる。	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	・1人当たり: 750ドル ・夫婦当たり: 1,125ドル(月額, 2018年)	—	・1人当たり: 125.99ドル(月額, 2017年)	・平均還付額 約2,455ドル
現状・実績	・被保護者数: 417万人(2015年度平均) ・被保護世帯数: 163万世帯(2015年度月間平均) ・総支給額: 317億ドル(2015年度)	・被保護者数: 825万1千人(2017年) ・総支給額: 589億ドル(2016年)	・被保護者数: 7,090万人(2016年月平均) ・総支給額: 5,523億ドル(2015年度)	・被保護者数: 4,213万8千人(2017年) ・総支給額: 679億ドル(2017年) *諸経費込み	・2,700万人が総額で650億ドルの還付(2017年)

資料出所 アメリカ:保健社会福祉省(DHHS), 農務省, 内国歳入庁各ウェブサイト

9 勤労者生活・福祉

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

制度名	イギリス			
	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992年社会保障拋出・給付法	2007年福祉改革法	1992年社会保障拋出・給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により就労困難な低所得者。健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子供の有無により税を還付
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳～年金支給開始年齢前の者 ・ 無所得または低所得 ・ 資産が16,000ポンド以下 ・ 週の就労が16時間未満(配偶者は24時間未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支給開始年齢前の者 ・ 法定の傷病手当、法休手当を受給しておらず、復職もしていない ・ 求職者手当を受給していない ・ 資産が16,000ポンド以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の賃貸料を支払っている ・ 低所得または給付を受給している ・ 資産が16,000ポンド以下 	(就労税額控除) <ul style="list-style-type: none"> ・ 25歳以上(子供がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象) ・ 週労働時間: 25～59歳で30時間以上, その他16時間以上, 等) (児童税額控除) <ul style="list-style-type: none"> ・ 9-13表 (p.286) 参照
給付水準	家族構成等を勘案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18～24歳の単身者: 57.90ポンド ・ 25歳以上の単身者: 73.10ポンド ・ 18歳以上のカップル: 114.85ポンド(週当たり, 2017年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労関連活動: 73.10ポンド ・ 要支援: 109.65ポンド(週当たり, 2017年) ※ このほか、家族構成等で加算。資産額に応じた減額措置あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸料の全額または一部(公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる) ・ 資産額等により減額 ・ 35歳未満の単身者には、より低い額を設定 	(就労税額控除) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本部分: 1,960ポンド/年 ※ 労働時間や障害の有無、子供の有無などで加算あり (児童税額控除) <ul style="list-style-type: none"> ・ 9-13表 (p.286) 参照
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者数: 63.6万人 ・ 総支給額: 22.3億ポンド(グレートブリテン, 2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者数: 189.7万人 ・ 総支給額: 101.4億ポンド(グレートブリテン, 2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者数: 459.4万人 ・ 総支給額: 234.4億ポンド(グレートブリテン, 2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護世帯数: 428.4万世帯 ・ 総支給額: 283.7億ポンド(グレートブリテン, 2015年度)

イギリス(続き)		
制度名	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)	ワーク・プログラム
根拠法	1995年求職者法	
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託(ジョブセンタープラスを通じて失業者を紹介)。
財源	一般財源(全額国庫負担)	
対象	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満の失業者であるイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外あり)。	<ul style="list-style-type: none"> 25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者手当を受給している者。 非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。 また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ワーク・コーチとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること 現在フルタイムの教育を受けていないこと 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること 資産が16,000ポンド以下であること 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと 	
給付水準	<p>世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。</p> <p>個人手当(単位:ポンド、週当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者: 16～24歳 57.90, 25歳以上 73.10 両者とも18歳以上のカップル: 114.85 一人親: 18歳未満 57.90, 18歳以上 73.10 (2017年度) 給付期間: 条件を満たす限り、年金支給開始年齢まで無制限 	<ul style="list-style-type: none"> 支援内容 対象者の就職及び就職後の定着支援(具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う)。 ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> 給付者数: 62万人(拠出制給付の併給者8,000人を含む) 総支給額: 16.1億ポンド(グレートブリテン, 2016年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年6月までに参加した195万人のうち、継続的な就労(6か月、困難を抱える若者は3か月)に結びついた者は55万人。 ※新規受け入れは2017年3月で終了、後継プログラムは障害者等に対象を拡大予定。

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト

9 勤労者生活・福祉

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

		ドイツ
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	失業給付II (Arbeitslosengeld II) ^{2) 3)}
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障」
管理運営主体	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	自治体の一般財源 (高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担)。	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。但し、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
対象	就労能力のない生活困窮者 (資力調査による)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> 通常給付は失業給付IIの基準月額と同額。他に住居費・暖房費等別途支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 15歳以上65歳未満 (2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ) 1日3時間以上は就労できる者 適当な仕事に就き、資産や収入を利用して自身の生計を十分に確保できない状態にあること。 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。
給付水準	<p>中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼得能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付 (特別扶助) がある。</p> <p>給付基準月額</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者: 409ユーロ 成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき368ユーロ (基準月額の90%) 25歳未満で、需要共同体 (BG) において生活する者: 327ユーロ (基準月額の80%) 15～18歳未満: 311ユーロ 7～14歳: 291ユーロ 0～6歳: 237ユーロ (2017年1月1日以降) 	<p>給付基準月額</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者: 409ユーロ 成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき368ユーロ (基準月額の90%) 25歳未満で、需要共同体 (BG) において生活する者: 327ユーロ (基準月額の80%) 15～18歳未満: 311ユーロ 7～14歳: 291ユーロ 0～6歳: 237ユーロ (2017年1月1日以降) <p>給付期間 上限は、老齢年金受給開始年齢に対応</p>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者数 生活扶助受給者数: 約39.8万人 (2015年末) 高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障の受給者数: 約104万人 (2015年末) 特別扶助受給者数: 約142万人 (2015年末) 	<ul style="list-style-type: none"> 受給者数 失業給付II (Alg II): 432.7万人 (2015年) 社会手当 (SG): 172.2万人 (2015年) 支給総額: 146.6億ユーロ (失業給付IIと社会手当を含む。宿泊・暖房費除く) (2015年)

- 2) 適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。
- 3) なお、失業給付II受給者の早期就職への第一歩として、就労する習慣を身につけさせることを目的とした1ユーロジョブ (Arbeitsgelegenheiten Mehraufwandsentschädigung) が頻りに利用されている。失業給付II受給者は、福祉団体、地方自治体等が提供する公共的な仕事に従事し、失業給付IIIに加え、1時間当たり1～2ユーロの賃金を得ることができる。

ドイツ(続き)		
制度名	統合助成金(Eingliederungszuschuesse:EGZ)	パートタイム就労失業給付 (Teilarbeitslosengeld)
根拠法	「社会法典第3編(SGB III)」88～92条	「社会法典第3編(SGB III)」162条
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
財源	社会保険料(労使折半)	社会保険料(労使折半)
対象	長期失業、障害、能力の不足や高齢であること等を理由に職業紹介が困難である者を雇用了した事業主。	失業する前の直近2年以内に、少なくとも12か月間以上、2つの社会保険加入義務のある雇用に従事したことがあり、これらの雇用のうち1つ以上の職を失ったものの、引き続き従事している職のある者で、社会保険加入義務のある職を求めている者。
受給要件、内容	長期失業、障害、能力の不足や高齢等により職業紹介が困難である労働者を雇用の事業主に対して支給される。統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所(AA)若しくはジョブセンター(JobCenter)により必要性に応じて個別に決定される。	上述の対象条件を満たすこと。
給付水準	賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12か月(50歳以上の労働者:36か月)であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24か月にわたる支給が可能。特に職業紹介が困難である者については別途、特例あり。	離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から算定される準報酬額(Nettoentgelt)に応じ、子供がいる場合は純報酬額の67%、それ以外の場合は60%。保険加入期間にかかわらず一律で180日間、給付される。
現状・実績	統合助成金利用は計149,545件。重度障害者の利用は9,034件(2015年)。	

資料出所 ドイツ:連邦労働社会省(BMAS),連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト,厚生労働省「2016年海外情勢報告」

9 勤労者生活・福祉

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

		フランス
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)	連帯特別手当 ⁵⁾ (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法	社会福祉・家庭法典	労働法典第L5423条など
管理運営主体	家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府, 事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	国の一般財源	政府の一般財源(全額国庫負担)
対象	25歳以上, もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し, 「最低限の生活手段を保障し, 職に就くあるいは復職することを奨励し, 社会参入を手助けする」制度として, RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり, 2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し, RSAでは, 最長で3か月間, 就労所得とRSAを同時に取得できる。	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し, 子どもを育てるために休業していた場合は, 3年を上限として子一人につき1年, 就業年数の条件を軽減できる)。 ・ なお, 離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については, 積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 ・ 実際に求職活動を行っていること(但し, 55歳以上の者については免除される)。 ・ 手当を申請した時点で, 家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が, 一定額(2015年11月12日現在, 単身者1,137.5ユーロ, 夫婦1,787.5ユーロ)に満たない。
給付水準	RSAの定額金 世帯の収入, 構成人数等により設定 ⁴⁾ <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身者 子なし: 545.48ユーロ 子1人: 818.22ユーロ 子2人: 981.86ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに218.19ユーロが加算 ・ カップル・夫婦 子なし: 818.22ユーロ 子1人: 981.86ユーロ 子2人: 1,145.50ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに218.19ユーロが加算 (2018年1月現在) 	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合(月額), <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収652.80ユーロ未満: 489.60ユーロ ・ 月収652.80~1,142.41ユーロ未満: 1,142.41ユーロと収入の差額 ・ 月収1,142.41ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合(月額1人当たり), <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収1,305.60ユーロ未満: 489.60ユーロ ・ 月収1,305.60~1,795.20ユーロ未満: 1,795.20ユーロと収入の差額 ・ 月収1,795.20ユーロ以上: 給付ゼロ (2018年1月1日現在) 給付期間: 原則6か月(更新可能)
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護世帯数: 222万9千世帯(2013年6月末現在) ・ 被保護者数: 470万人(2013年6月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者: 45万9,300人(2016年11月30日, 本土) ・ 支給総額: 18.32億ユーロ(2009年実績)

資料出所 フランス: 政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト, 労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

- 給付額は, (定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される。
- 60歳以上の受給者で, 満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は, 公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。
月に78時間以上の賃金労働に就いた場合, 仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは, ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが, 雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合, 雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。